

■こども家庭庁「別紙3」の説明文を引用しNSRで編集

① 特定性犯罪前科があることが確認された場合など

犯罪事実確認の結果、従事者に特定性犯罪前科があることが確認された場合などは、防止措置として、従事者の配置転換や業務範囲の限定、内定取消しや試用期間中の解約、普通解雇、懲戒処分など雇用管理上の措置が必要です。

② 採用選考に際して

採用選考に際しては、雇用管理上の措置の有効性を巡るトラブルを防ぐため、

① 内定通知書等に内定取消事由として、就業規則に試用期間中の解約事由や懲戒事由等として、それぞれ「重要な経歴の詐称」等を定めて周知しておく

② 採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科がないこと等を明示する

③ 誓約書、履歴書等を通して、特定性犯罪前科の有無等を書面等で明示的に確認する

ことで、「重要な経歴の詐称」を理由とする雇用管理上の措置の適法性が確保されるような対応を行うことが適当です。

①と②の事項に対応した上で、求職者に特定性犯罪前科の有無を事前に確認した結果、本人から特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由や懲戒事由等としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。

■こども家庭庁「別紙3」の記載例を引用しNSRで編集

記載項目	記載例
①業務内容	(雇入れ直後) 保育業務 (変更の範囲) なし
②契約期間	期間の定めなし
③試用期間	試用期間あり (〇か月)
④就業場所	(雇入れ直後) 〇〇〇〇保育園 (変更の範囲) 当法人の施設
⑤就業時間	7:15~18:30のうち7.5時間 (シフト勤務)
⑥休憩時間	12:00~13:00
⑦休日	土日、祝日 (年末年始を含む)
⑧時間外労働	あり (月平均〇〇時間)
⑨賃金	月給 〇〇万円 (ただし、試用期間中は月給〇〇万円)
⑩加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
⑪受動喫煙防止措置	屋内禁煙
⑫募集者の氏名又は名称	社会福祉法人〇〇〇〇
⑬特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行されます「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</li> <li>特定性犯罪の前科がある場合 (特定性犯罪事実該当者の場合) は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</li> <li>このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</li> </ul> <p>※「特定性犯罪」については、こども性暴力防止法第2条第7項の規定、「特定性犯罪事実該当者」については、こども性暴力防止法第2条第8項の規定によります。</p>